

6技第42号

平成6年5月27日

各 部 室 長
試 驗 研 究 所 長
各 支 社 長
各 開 発 局 長
霞ヶ浦開発事業建設部長
愛知用水総合事業部長 殿
各 総 合 事 業 所 長
各 建 設 所 長
各 調 査 所 長
各 総 合 管 理 所 長
各 管 理 所 長

技術管理委員会主幹

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、既に昭和49年9月11日付け49技第56号、昭和53年4月20日付け53技第15号、昭和56年2月24日付け56技第22号及び昭和56年11月4日付け56技第93号で通知しているところである。

この度、建設省建設経済局及び同省道路局長から別添写しのとおり協力依頼があったので、当公団においてもこの趣旨に沿い、下記の措置を講じ過積載による違法運行の防止を期することとしたので通知する。

なお、昭和56年11月4日付け56技第93号「過積載による違法運転の防止に関する当面の対策について」は、廃止する。

記

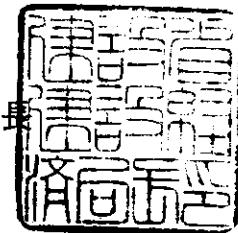
- 1 新規に契約する工事については、設計図書への記載、現場説明等を通じ、また施工計画書に記載させること等を通じて次のことを指導する。
 - (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (6) 以上のことにつき、請負者は下請業者を十分指導すること。
- 2 過積載による違法運行について背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者については指名停止措置を講ずる。
- 3 工事現場の総点検を隨時実施し、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等を発見したときは、請負業者に改善措置を命ずるとともに、改善結果の報告を求める。さらに、これらについて、工事成績の評定に反映させる。
- 4 定量積載を促進するため、建設発生土の処理については受入地を指定する等の条件明示及び適正積算を積極的に行う。
- 5 上記諸対策により、公共工事の現場において定量積載の確保を図ることとし、その結果、骨材等の取引価格の変動があった場合には、以後発注する工事の予定価格の積算に速やかに反映させる。
- 6 ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会に加入しているダンプカー事業者について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する。



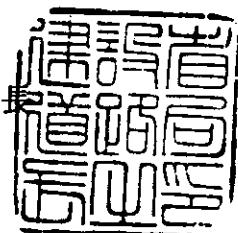
建設省経建発第 117 号の 2
建設省道交発第 27 号の 2
平成 6 年 4 月 20 日

水資源開発公団 総裁 殿

建設省建設経済局長



道路局長



過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」（昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合せ）、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合せ）等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年 5 月 10 日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添 1 のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

については、貴職におかれても、本対策の効果的な推進を図るため、適切な措置を講ぜられるよう御協力方お願いする。

なお、建設業者に対しては、別添 2 の通り関係建設業者団体を通じ指導することとしたので、念のため申し添える。

過積載による違法運行の防止対策について

平成 6 年 4 月 8 日

総務庁長官官房交通安全対策室長
 警察庁交通局長
 厚生省生活衛生局長
 農林水産省食品流通局長
 通商産業省産業政策局長
 運輸省運輸政策局長
 運輸省自動車交通局長
 郵政省電気通信局長
 労働省労働基準局長
 建設省建設経済局長
 建設省道路局長

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」（昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合せ）及び「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合せ）等に基づき、各般の対策を講じてきたところである。

しかしながら、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、とりわけダンプカーによる土砂等の運搬に関しては、さし枠を装着する等物品積載装置を不正に改造して公然と過積載による違法運行を行なうなど悪質・危険な事例が数多く見られる状況となっている。こうした中で、最近においても、過積載車両による重大事故が少なからず発生している。

このため、平成 5 年には、過積載の取締規定の整備及び罰則の強化等を内容とする道路交通法の改正が行われ、平成 6 年 5 月 10 日に施行されることとなっている。

もとより、過積載による違法運行の防止は、自動車の運転者及び使用者、更には荷主等の関係者における法令遵守についての強い自覚と、これに基づく実践によりその達成を図ることが第一義であるが、最近における事態の重大性、緊急性と、構造的な背景を有するというこの種の違反の特異性とにかくみ、政府においても、これら過積載による違法運行を防止し、交通安全の確保を図るため、関係省庁の緊密な連絡の下に、改正道路交通法の施行に合わせ、次の対策を強力に推進することとする。

第 1 関係事業者に対する指導、監督の徹底

1 ダンプカーによる土砂等の運搬において、特に悪質・危険な過積載運行が顕著となっている状況にかんがみ、次の措置を講ずる。

(1) ダンプカーを使用して土砂等を運搬する事業者（以下「ダンプカー事業者」という。）

に対し、次の事項について強力に指導する。

ア 過積載による違法運行を行わないこと。

イ さし枠の装着等過積載を目的とするダンプカーの物品積載装置の不正改造をしないこ

と。

- ウ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「ダンプ規制法」という。）の使用の届出義務及び表示番号等の表示義務を遵守すること。
- (2) 碎石業者、砂利採取業者、建設業者等、ダンプカー事業者に対して土砂等の引き渡しを行う事業者に対し、次の事項を強力に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。
- ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - ウ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - エ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - オ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- (3) 生コンクリート製造業者、建設業者等、ダンプカー事業者から土砂等の引き渡しを受ける事業者に対し、次の事項を強力に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。
- ア 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - イ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - ウ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - エ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- (4) 過積載による違法運行に関し、建設業者の背後責任が明らかとなった場合は、建設業法に基づき指導、監督処分を行う。
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物運搬用のダンプカーをダンプ規制法に違反して土砂等の運搬に流用し、過積載を行なうことのないように指導するとともに、産業廃棄物の収集運搬業の許可に係る講習において、過積載の防止についての教育を充実する。
さらに、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーについて道路運送法上の使用届を受理する際は、ダンプ規制法に違反して土砂等を積んではならない旨指導する。
- (6) 不正改造車を排除する運動の実施等により、ボディー架装業者、自動車販売事業者等に対し、さし枠の装着等物品積載装置の不正改造を行わず、また不正改造した車両等の販売を行わないよう強力に指導する。
- 2 その他木材、鋼材等の輸送及び冷凍車又は保冷車による輸送等、積載重量制限違反の多い輸送に関しても、荷主又は自家用車の使用者としての関係業界に対し、過積載による違法運行の防止について強力に指導する。
- 3 貨物自動車運送事業者に対し、過積載による違法運行の防止及び届出運賃の遵守について強力に指導するとともに、違反事業者に対しては貨物自動車運送事業法に基づき厳正な処分を行う。

第2 過積載による違法運行に対する取締りの強化等

1 過積載による違法運行に対する取締りについては、自動車重量計の計画的整備を進めるとともに、超過重量の多いもの、さし枠装着車又は不表示車を土砂等運搬に使用するもの、第1による指導に従わないもの等悪質・危険なものに重点を置き、効果的な取締りを強力に推進する。

この場合において、道路交通法の改正により新設された、過積載車両に係る指示及び使用制限命令並びに過積載車両の運転の要求等の再発防止命令を厳正に行うとともに、自動車の使用者、荷主、荷送人、荷受人、物品積載装置の不正改造に関与した者等の背後責任について、右命令違反又は過積載による違法運行の下命・容認若しくは教唆・帮助として徹底して追及する。

また、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーを用いた土砂等の過積載に対処するため、積載重量制限違反で取り締まるほか、ダンプ規制法違反での取締りも強化する。

さらに、効果的な過積載の取締りのため、電波法に違反する無線局に対する取締りも強化する。

- 2 道路運送車両の保安基準に違反するさし枠装着車等に対する取締り体制の充実強化を図ることとし、街頭検査においてこれら違反車両に対する整備命令を徹底する。
- 3 車両制限令の重量制限違反車両に対し、指導取締用施設及び体制の整備を進め、警察等関係機関と密接な連携を取りつつ、道路管理者による取締りを強化するとともに、悪質な違反者に対しては刑事告発を含め厳正に対処する。
- 4 取締りによって得られた情報を関係行政庁に提供することとし、各行政庁はこれに基づき行政処分又は行政指導を積極的に行う。

第3 公共工事発注における過積載防止措置等

1 公共工事の請負業者等に対し、設計図書への記載、現場説明等を通じ、また施工計画書に記載させること等を通じて以下のことを指導する。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

2 過積載による違法運行について背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。

3 公共工事の発注者による工事現場の総点検を隨時実施し、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等を発見したときは、請負業者に改善措置を命ずるとともに、改善結果の報告を求め

る。さらに、これらについて、工事成績の評定に反映させる。

- 4 定量積載を促進するため、建設発生土の処理については受入地を指定する等の条件明示及び適正積算を積極的に行う。また、大量に骨材を使用する工事において、可能な場合には、骨材の産地指定による条件明示を行う。
- 5 上記諸対策により、公共工事の現場において定量積載の確保を図ることとし、その結果、骨材等の取引価格の変動があった場合には、以後発注する工事の予定価格の積算に速やかに反映させる。
- 6 ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会に加入しているダンプカ一事業者について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する。

第4 関係機関、関係団体の協力体制の整備

- 1 地方公共団体、都道府県警察、陸運支局、道路管理者等の関係機関は、本対策の効果的な推進を図るため、相互の連絡協調体制を整備するとともに、協力して関係者に対する指導、取締り等を実施する。
特に、都道府県における過積載防止対策連絡会議に、都道府県交通安全対策主管部局、都道府県警察、陸運支局に加え、道路管理者も参加することとし、さらに必要に応じ他の関係行政機関、関係団体の参加も得る等、過積載防止のための組織体制を地域の実情に応じて整備する。
- 2 ダンプカー協会、貨物自動車運送事業者団体、碎石業者団体、砂利採取業者団体、建設業者団体、生コンクリート製造業者団体等関係団体に対し、各団体の都道府県支部が、広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載による違法運行の防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導する。

第5 その他

本対策については、関係省庁で構成する過積載防止対策連絡会議等において、関係省庁が定期的にその実施状況を報告するとともに、それを踏まえ、逐次見直しを行う。

別添ユ

建設省経建発第117号の3

平成6年4月20日

別紙

関係業界団体の長あて

建設省建設経済局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に対する当面の対策について」（昭和56年8月29日付関係省庁申合せ）、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」（昭和61年3月19日付関係省庁申合せ）等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年5月10日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

ついては、本対策に基づく下記事項の徹底について貴会の傘下会員に対し指導方をお願いする。

記

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消す

る措置を講ずること。

- 5 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようすること。
- 6 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようすること。
- 7 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- 8 広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導すること。

別紙

全国管工事業協同組合連合会会长

(社) 日本建設業団体連合会会长

(社) 日本空調衛生工事業協会会长

全国建設産業協会会长

(社) 全国建設業协会会长

(社) 日本造園建設業协会会长

(社) 日本電設工業协会会长

(社) 日本機械土工协会会长

(社) 建築業协会会长

全国建設業協同組合連合会会长

(社) 日本電力建設業协会会长

(社) 日本造園組合連合会会长

(社) 日本土木工業协会会长

(社) 日本建設業経営协会会长

(社) 日本日本道路建設業协会会长

(社) 土地改良建設协会会长

(社) 日本埋立浚渫协会会长

専門建設業者団体連合会会长

(社) 鉄骨建設業协会会长

全日本コンクリート圧送事業団体
連合会会长

日本建設組合連合会会长

(社) 日本建築コンクリートプロ
ック工事業协会会长

(社) 全国中小建設業协会会长

(社) 日本下水道施設業协会会长

(社) 全国建設専門工事業団体
連合会会长

全国推進工事業协会会长

(社) 日本橋梁建設协会会长

(社) 公共土木用コンクリート
製品団体工事関連連合会会长

全国鉄筋業協同組合連合会会长

建設産業専門団体協議会代表幹事

(社) 日本鉄道建設業协会会长